

告 示

埼玉県監査委員告示第一号

埼玉県包括外部監査人が実施した平成三十年度の監査結果に基づき講じた措置について、埼玉県教育委員会から通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年六月十四日

埼玉県監査委員	山 本 光 紀
埼玉県監査委員	佐 野 勝 正
埼玉県監査委員	高 橋 政 雄
埼玉県監査委員	新 井 一 徳

平成30年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査テーマ：県立学校の運営及び財務事務について

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
薬品の廃液をドラフトチャンバーの作業台の上に常時置くことはやめるべきである。【報告書74ページ】	<p>【指摘1】薬品の廃液をドラフトチャンバーの作業台の上に常時置くことはやめるべきである。</p> <p>薬品を保管する部屋にドラフトチャンバーが設置されており、薬品を調合するときに使われると推察するが、ドラフトチャンバーの作業台の上に5本程度の廃液の入った瓶が置かれていた。薬品の廃液は種類の異なるものを混ぜると処理が複雑になり、処理費用も高額になるため混ぜないように区分して保管しているとのことであった。</p> <p>ドラフトチャンバーは、化学実験などで有害な気体が発生するときなどに排気するために使われる装置である。作業台の上で調合を行う際に薬品の廃液が入った瓶が置かれており作業の邪魔になるばかりでなく、瓶の破損の危険性さえある。また、廃液についても慎重な管理が必要であると考えられるので、破損がないように戸棚の中に保管するなどの対策をすべきである。</p>	<p>実地監査時の指摘を受け、平成30年11月23日からドラフトチャンバー下部を整理して廃液を保管するスペースを作り保管した。</p>	伊奈学園総合高等学校
備品標示票の貼り付けを徹底すべきである。【報告書91ページ、218ページ、256ページ】	<p>【指摘2】備品標示票の貼り付けを徹底すべきである。</p> <p>埼玉県財務規則第180条には「備品には、備品標示票、焼印、刻印等により番号及び機関名を標示しておくものとする。」旨規定されている。備品標示票が貼り付けられていないと同種の備品が複数ある場合に、備品管理番号を手がかりとして備品台帳と当該備品とを突合することができず確認誤りが生じる、時間がかかる等、定期的な実施される現物確認に支障をきたす可能性がある。特に教職員が比較的短期で異動する県立学校においては、備品標示票を貼り付け備品管理番号を明示することは重要であると考えられる。早急に備品標示票を貼り付けるべきである。</p>	<p>【浦和高等学校】 備品標示票の添付のないものについては、備品標示票を平成31年3月27日までに貼り付けた。</p> <p>【熊谷女子高等学校】 備品標示票の添付のないもの及び記載が消えているのものについては、平成31年3月18日までに貼り付けた。</p> <p>【熊谷農業高等学校】 平成31年2月8日までに備品確認を行い、3月22日までに、問題点のあった備品について新備品標示票に貼り換えた。</p>	浦和高等学校 熊谷女子高等学校 熊谷農業高等学校

平成30年度包括外部監査結果に対する措置状況

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
薬品庫は常時施錠をしておくべきである。【報告書94ページ】	<p>【指摘3】薬品庫は常時施錠をしておくべきである。</p> <p>浦和高校では始業時に薬品庫を開錠し日中は薬品庫には施錠をしていない。浦和高校では授業等で頻繁に薬品を使用しており、薬品を使用する都度、開錠・施錠を行うのは効率的ではないと考えている。薬品が保管されている部屋に入るには隣にある教員が待機している部屋を通らなければならない。また、全ての教員が退室する場合には薬品庫及び薬品が保管されている部屋に施錠をしていることから、一定の安全性は確保されていると思われる。</p> <p>しかし、例えば地震や火災等の緊急事態が発生した際に、全ての薬品保管庫に施錠をする時間的及び心の余裕を保つことは難しいと思うので、薬品庫には常に施錠をしておくことが望ましいと考える。</p> <p>東京オリンピックに向けて、国及び県から薬品管理の徹底について厳しく要請されている現状を鑑みると、薬品庫は日常的に施錠しておくべきである。</p>	<p>指摘を受けて、平成30年12月21日より授業等で使用する時のみ解錠し、それ以外は施錠することとした。</p>	浦和高等学校
蔵書点検は定期的実施すべきである。【報告書98ページ】	<p>【指摘4】蔵書点検は定期的実施すべきである。</p> <p>浦和高校の図書館では蔵書点検が行われていなかった。蔵書点検するために必要なスキャナーがないこと、生徒が常時利用するために図書館を閉鎖できない等の理由を挙げていたが、学校図書館の書籍は生徒にとって知識を得るための重要なもの、また埼玉県財産でもある。蔵書点検を実施しないと図書館の書籍が実在するかどうか確認することができない。校舎内には自習できるスペースが他にもあること、及び放課後には空き教室も自習に利用できるものであるから、図書館を閉鎖して蔵書点検は実施すべきである。</p>	<p>令和元年度予算に蔵書点検用機材借用費を計上しており、同年度から夏季休業期間中に、点検機材を借用して蔵書点検を実施することとした。</p>	浦和高等学校
許可権限者以外の者は許可印を押印すべきでない。【報告書113ページ】	<p>【指摘5】許可権限者以外の者は許可印を押印すべきでない。</p> <p>埼玉県の「情報セキュリティ共通実施手順」の「(2)電磁的記録媒体の運搬及び持ち出し」に電磁的記録媒体を執務室外へ持ち出す場合の手順が定められており、許可権限者は情報セキュリティ管理者であり、県立学校においては校長がセキュリティ管理者に該当する。</p> <p>戸田翔陽高校においては、校長自身がUSBメモリーを執務室外(校外)に持ち出す際のUSBメモリーの貸出簿の許可印を事務室長が一箇所ではあるが押印している。許可者と被貸与者が同一人物ではない方が手続きとしては適切であると考えるが、規則としてセキュリティ管理者が許可することになっており、許可権限を委譲することができない以上、許可権限者以外の者が許可印を押印すべきではない。</p>	<p>平成29年11月に4回貸し出しをしているうちの1回について許可権限者でない者が押印をしたが、以後は規則に則り許可権限者以外の者が押印していない。今後も規則を遵守し許可権限者以外は押印をしない。</p>	戸田翔陽高等学校

平成30年度包括外部監査結果に対する措置状況

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
屋外の倉庫に劇物を保管するのは適切ではない。【報告書115ページ】	<p>【指摘6】屋外の倉庫に劇物を保管するのは適切ではない。</p> <p>文部科学省の「学校における毒物及び劇物の適正な管理について（文初高第501号平成12年1月11日）」によると、「3 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）により学校に課せられている義務の概要（1）毒物又は劇物の盗難や紛失を防ぐのに必要な措置を講じなければならない。（第11条第1項）」旨通知されている。</p> <p>戸田翔陽高校の校舎内の薬品保管庫での劇物及び毒物の保管は、警備保障会社のセンサーによる警備のほか、薬品が保管されている部屋及び薬品庫の施錠と3重の警備体制となっている。屋外の倉庫は薬品のみを保管するために使用しており、倉庫内の薬品保管ロッカーには施錠し、倉庫自体には通常の鍵に加えて2本の南京錠を取り付けてはいる。しかし、警備保障会社のセンサーが導入されている校舎内での保管と比べてセキュリティのレベルが相対的に低くなっている。東京オリンピックを控えてテロ等が懸念されている状況を鑑みると、屋外の倉庫に劇物・毒物を保管することは適切ではない。校舎内の薬品保管庫に保管するか、そもそも不用な薬品であるならば、廃棄を検討すべきである。</p>	<p>化学準備室の薬品庫を整理し、平成31年4月4日に外部倉庫にある薬品の移動を完了した。</p>	戸田翔陽高等学校
危険を及ぼすおそれのある化合物は早急に処理するか適切な方法で保管すべきである。【報告書115ページ】	<p>【指摘7】危険を及ぼすおそれのある化合物は早急に処理するか適切な方法で保管すべきである。</p> <p>薬品保管庫が設置されている部屋の薬品調合台の上に、割れた瓶と岩石のように硬化した物体が透明のビニール袋に入れられてバットに置かれていた。その物体について質問したところ、薬品保管庫に保管していた硫化カリウムが何らかの反応が生じた結果、固体となり瓶が破損したと思われるとのことであった。教育局に連絡等はしたものの、平成29年度中の薬品廃棄には間に合わないため、平成30年度の薬品廃棄実施まで作業台の上に置いているとのことであった。厚生労働省の「職場のあんぜんサイト」による硫化カリウムの性質は、危険有害性情報として「自己発熱：発火のおそれ、飲み込むと生命に危険」と記載されている。また、安全対策として「涼しい所に置き、日光を避けること。」の旨の記載がある。薬品を保管している化学準備室には日光が差し込んでいた。薬品廃棄について経済性・効率性を考慮して、時期を定めて一括で実施することは理解するが、薬品の有害性や処理までの期間を考慮して臨時的に廃棄を実施することが必要な場合もある。臨時の薬品廃棄が困難である場合は前述の安全対策にあるように日光の当たらない涼しい場所に保管すべきである。</p>	<p>該当の薬品については、平成31年1月11日に業者による回収を行った。理科担当教員には、廃棄予定の薬品についても他の薬品と同様に廃棄処分までの間、適切に保管・管理を行うよう周知した。</p>	戸田翔陽高等学校

平成30年度包括外部監査結果に対する措置状況

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
蔵書点検は一度に実施すべきである。 【報告書118ページ】	【指摘8】蔵書点検は一度に実施すべきである。 図書室では一度に全ての蔵書を点検する方法で実施されていなかった。蔵書点検は毎年部分的に行っており、全体が終わるのに何年もかかる可能性があるとのことであった。その間に新規購入の書籍が増え、また不明となる書籍も生じる。学校図書室の書籍は生徒にとって知識を得るための重要なもの、また埼玉県財産でもある。蔵書点検を実施しないと図書室の書籍が実在するかどうか確認することができない。蔵書点検は全書籍について一度に実施すべきである。	今後は、平成31年2月15日に購入した携帯用バーコードリーダーを活用し、毎年度、長期休業中に全書籍について一度に蔵書点検を実施していくこととした。	戸田翔陽高等学校
発火する恐れのあるものは速やかに処分すべきである。 【報告書138ページ】	【指摘9】発火する恐れのあるものは速やかに処分すべきである。 薬品庫が設置されている部屋の調合台に、授業の燃焼実験をした際に使用した市販の「花火」が置かれていた。花火には火薬が含まれており、調合を行った際に薬品が花火にかかるなどした場合には発火等の危険性がある。特に多数の薬品類が置かれている場所でもあるので、発火する恐れのあるものに対しては慎重になるべきである。使用しないで残った花火は実験後、速やかに処分すべきである。	薬品の使用の有無にかかわらず、薬品庫が設置されている準備室内では、発火する恐れがあるものを保管・放置しないよう理科関係教職員を指導し、管理職も保管、使用状況を月に2回程度、定期的に確認している。	川越工業高等学校
薬品を保管する部屋の仕切りは強固なものに変えるべきである。 【報告書205ページ】	【指摘10】薬品を保管する部屋の仕切りは強固なものに変えるべきである。 薬品が保管されている部屋に隣接して、簡易な仕切りで生徒が部活動で使用する部屋が設けられていた。仕切りの上の部分は開いており、人が乗り越えることが可能な状況であった。部活で使用する際には顧問である教員が同席し、センサーも設置してあるので、問題はないとのことであった。しかしながら、多忙な教員が生徒と部活動で常に一緒に行動するのは難しいと思われること、またセンサーによる警備も完全であると言えないため、薬品を保管する部屋は、完全に密室となる部屋であるべきである。部室を移動するか、部屋の仕切りを強固なものに変えるべきである。	薬品を保管する部屋の移動は困難であるため、薬品を保管する部屋の仕切りの上部を人が乗り越えられないように、平成31年4月18日に天井まで金属製の格子により仕切る改修をした。	草加高等学校

平成30年度包括外部監査結果に対する措置状況

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
使用しない時には特殊自動車等のエンジンキーは外し、所定の場所に保管すべきである。 【報告書257ページ】	<p>【指摘1 1】使用しない時には特殊自動車等のエンジンキーは外し、所定の場所に保管すべきである。</p> <p>備品の現物確認を行っていた際に、牛舎の近くに止めてあった「運搬車（ライガー）熊谷市か・731」のエンジンキーが付けたままになっていた。学校の説明によると、荷台を洗浄した後に近くで片付け作業をしていたため、一時的にエンジンキーが付けたままになってしまったとのことであった。たとえ、一時的であっても、車両から離れる際にはエンジンキーは取り外すべきである。車は「走る凶器」とも言われるように使い方を誤れば人や物に多大なる損害を与える。そのため車のエンジンキーについては慎重な管理が必要である。また、エンジンキーの管理を怠ればその管理者にも責任が及ぶ可能性さえある。使用しないときにはエンジンキーは外し、所定の場所に保管すべきである。</p>	<p>実地監査時の指摘を受け、平成30年10月15日、関係教職員に対し、管理職から公用車の安全運行管理の徹底について指導した。</p> <p>また、平成31年4月18日の農場会議においても農場長から公用車の安全運行管理、生徒の安全確保等について指導した。</p>	熊谷農業高等学校
薬品棚及び薬品庫には「医薬用外劇物」の表示をすべきである。 【報告書260ページ】	<p>【指摘1 2】薬品棚及び薬品庫には「医薬用外劇物」の表示をすべきである。</p> <p>薬品棚及び薬品庫には「劇物・毒物」シールを貼り付けられていなかった。文部科学省の「学校における毒物及び劇物の適正な管理について（文初高第501号 平成12年1月11日）」では、「毒物又は劇物の容器、貯蔵場所には、毒物については「医薬用外毒物」、劇物については「医薬用外劇物」と表示しなければならない。」旨記載されている。</p> <p>現在では毒物は保管されていないとのことであるので、薬品棚及び薬品庫に「医薬用外劇物」の表示をすべきである。</p>	<p>平成30年11月9日に、「医薬用外劇物」の表示のなかった薬品庫・薬品棚計10箇所すべてに「医薬用外劇物」の表示をした。</p>	熊谷農業高等学校

平成30年度包括外部監査結果に対する措置状況

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
蔵書管理システムに登録されている書籍については、蔵書点検は定期的実施すべきである。 【報告書263ページ】	<p>【指摘13】蔵書管理システムに登録されている書籍については、蔵書点検は定期的実施すべきである。</p> <p>学校が保有する書籍43,400冊のうち約20,000冊は、蔵書管理システムに書籍のデータが登録されておらず、図書原簿と図書カードで管理されている。学校としては、全書籍について蔵書点検を行うには、まずは未登録の書籍データについて解決しなければならないと認識している。現状、図書室では、毎年夏休みに書籍があるべき場所に置かれているか等を確認する「蔵書整理」は行っているが、書籍の実在性を確認する「蔵書点検」は実施していない。</p> <p>全書籍についての蔵書点検が難しいとしても、蔵書管理システムに登録されている書籍に限定して蔵書点検を実施することは可能であると思う。しかし、学校は蔵書点検用のスキャナーを保有していないため、蔵書点検は難しいとの回答であった。他の県立学校の図書室では蔵書点検用にスキャナーのレンタル、保有する貸出返却用のスキャナーをPCと共に移動させて蔵書点検を行うなど工夫して蔵書点検を行っていた。学校図書室の書籍は生徒にとって知識を得るための重要なもの、また埼玉県財産でもある。蔵書点検を実施しないと図書室の書籍が実在するかどうか確認することができない。蔵書管理システムに登録されている書籍については、蔵書点検を定期的実施すべきである。</p>	<p>蔵書管理システムに登録のある書籍の蔵書点検について、令和元年度より毎年、夏季休業を活用して司書・図書委員において実施することとした。</p>	熊谷農業高等学校

平成30年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査テーマ：県立博物館、県立美術館の運営及び財務事務について

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
製作品として取得した物品を一括して備品台帳に記載しているが、備品照合のためには、内訳表を作成すべきである。 【報告書280ページ】	<p>【指摘14】製作品として取得した物品を一括して備品台帳に記載しているが、備品照合のためには、内訳表を作成すべきである。</p> <p>備品台帳に記載する目的は備品の使用状況を明らかにしておくためである。（埼玉県財務規則第179条第1項「課長又は所長は、職員の使用に供している物品について、その状況を常に明らかにしておかなければならない。」、同条第3項「課長又は所長は、備品（閲覧又は貸出しに供する図書を除く。次項において同じ。）又は動物の使用状況について、物品供用簿により整理しておかなければならない。」）</p> <p>歴史と民俗の博物館では、「第10展示室（民俗展示室）」をリニューアルする際に、委託契約により、展示室全体を作り込んでいる。それにより製作された展示室の備品の使用方法が展示室の目的から一体的であるという理由で一括して備品台帳に記載している。しかしながら、一括しての記載であると備品の現物確認の際に備品台帳と展示室内の個々の備品を照合することに不都合が生じる可能性がある。備品の照合を容易にするためにも内訳表を作成すべきである。</p>	平成31年3月に、「第10展示室（民俗展示室）」の備品について内訳表を作成した。	歴史と民俗の博物館
備品標示票の貼り付けを徹底すべきである。【報告書349ページ】	<p>【指摘15】備品標示票の貼り付けを徹底すべきである。</p> <p>埼玉県財務規則第180条には「備品には、備品標示票、焼印、刻印等により番号及び機関名を標示しておくものとする。」旨規定されている。備品標示票が貼り付けられていないと同種の備品が複数ある場合に、備品管理番号を手がかりとして備品台帳と当該備品とを突合することができず確認誤りが生じる、時間がかかる等、定期的実施される現物確認に支障をきたす可能性がある。</p> <p>近代美術館では、どん帳、組立式展示パネル、公園遊具（幼児用）には、備品標示票を貼り付けるのが困難という理由で貼り付けをおこなっていなかったが、可能な限り備品標示票の貼り付けを実施すべきである。</p> <p>なお、現在では備品標示票を貼り付けることが適当ではないと財務規則第180条に例示されている備品を除き、備品標示票の貼り付けが完了しているとのことである。</p>	平成30年10月26日の実地監査時の指摘を受け、ただちに、備品標示票を貼り付けることが適当ではないと財務規則第180条に例示されている備品を除き、備品標示票の貼り付けが完了した。	近代美術館

平成30年度包括外部監査結果に対する措置状況

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
未使用の観覧券は施錠して保管すべきである。【報告書358ページ】	<p>【指摘16】未使用の観覧券は施錠して保管すべきである。</p> <p>MOMASコレクション及び企画展の観覧券の一部について、保管スペースの関係で施錠できる場所に保管されていない状況である。日中は事務室に職員が誰もいないような状況になることはなく、終業後には事務室自体が施錠されているものの、観覧券は有料で販売されるものであり、金銭的価値があるものすなわち換金可能なものなので、慎重な管理が必要である。未使用の観覧券は常時施錠して保管すべきである。</p> <p>なお、現在では保管場所を確保して、未使用の観覧券の全てを施錠して保管しているとのことである。</p>	<p>平成30年10月26日の実地監査時の指摘を受け、ただちに、保管場所を確保し、未使用の観覧券の全てを施錠して保管した。</p>	近代美術館